

下「基本計画」という。)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならぬ。

(基礎調査)

第四条 政府は、関越自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「関越自動車道」とは、関越自動車道建設法(昭和三十一年法律第七十九号)及び関越自動車道建設法(昭和三十一年法律第七十九号)に定める。

第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条第一項中「及び東海道幹線自動車建設法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を、「東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条に規定する東海道幹線自動車国道及び関越自動車道」に改める。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 関越自動車道の予定路線のう

ちから政令でその路線を指定したものを

第四条第二項及び第三項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改める。

第五条第一項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改め、同条第二項中「国土開発縦貫自動車道に係るものは」を、「国土開発縦貫自動車道に係るものについては」に改め、「基本計画」の下に「関越自動車道に係るものについては、関越自動車道建設法第三号第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十一年法律第七十九号)を「並びに高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)及び関越自動車道建設法(昭和三十一年法律第七十九号)」に改める。

理由

首都圏とこれに近接する日本海沿岸地域との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる幹線自動車道として関越自動車道を建設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永委員長 ます、提出者より提案

者理由の説明を聴取いたします。森下國雄君。

○森下議員 ただいま、議題となりまして、関越自動車道建設法案につきまして、私は自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

近時、わが国産業経済の飛躍的伸長発展と自動車交通需要のおびただしい増勢に伴い、かつまた、全国総合開発計画の重要な一環といたしまして、全国的な自動車交通網の整備確立がきわめて緊要な政治的課題となつてまいりまして、いまや高速自動車道建設促進の機運ははういとして台頭いたしております。

すなわち、さきには昭和三十一年、高速自動車国道法及び国土開発縦貫自動車道建設法が相前後して制定せられ、次いでまた、昭和三十一年には、東海道幹線自動車国道建設法の成立を見るに至りまして、現に、中央、東北、北海道、中国、四国、九州、北陸の各自動車道の調査が急速に進められつつあり、中央道、東海道両路線についてはすでに一部着工の運びとなり、さらにはまた、名神高速道路のごときは、明年度全線供用開始を目途として着々建設が行なわれております。

しかるに関東上越地域につきましましては、本来、地形的に首都と表裏不可分の一体的関係にありまして、これらの地域をつなぐ高速道路の建設を行なうにおいては、広く京浜、京葉工業地帯と日本海を最短距離に結ぶ大動脈とし、ここに広域経済圏を形成し、地域開発上多大の効果が期待せられるにかかわらず、いままち高速道路網のうちに外に

置かれていたことは、まことに片手落ちであるといわざるを得ないのであります。

したがって、この際、国土開発縦貫自動車道の立法趣旨に準じてすみやかに本自動車道の建設を促進する必要がある、関係地域住民の間にもこの要望が著しく高まつております。

われわれは、このような実情にかんがみ、熾烈な地域的要望にこたえまして本道路の早急実現を期するため、特に本法案を提出することとしたのであります。

すなわち、この法律は、東京都及び埼玉、群馬両県を通じ、さらにこれと近接する新潟県に達する高速道路を建設せんとするものでありまして、現に首都圏において飽和状態になりつつある隣接県との交通隘路を開闢するとともに、沿道諸地域における資源の開発、産業の振興をはかり、さらに他面、従来、裏日本の宿命に閉じ込められていた日本海沿岸地域を首都東京と直結することにより、新しい時勢の恵沢に均霑せしめようとするものであります。

これが本法案提出の趣旨であります。これが本法案の要旨について若干の御説明を申し上げます。

第一は、本法案の目的についてであります。さきに申しましたように、首都圏とこれに隣接する日本海沿岸地域との産業経済等の関係を一そう緊密にし、かつ関係地域の開発を強力に推進するために、高速交通の用に供する幹線自動車道をすみやかに建設することといたしまして、これにより産業基盤の強化に資するとともに、広く国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。本路線は、起点を東京都、終点を新潟市とし、主たる経過地を川越市付近、前橋市付近とするものでありまして、この基準に基づき、政府は別に法律案を作成し、すみやかに国会に提出しなければならぬことにいたしております。

なお、本路線の指定については、国土開発縦貫道の方式に準じてこれを行なうことといたしまして、内閣総理大臣は国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、予定路線を決定することに相なっております。

第三は、本路線の建設に関する基本計画についてであります。これが決定にあつても、内閣総理大臣は、前述の予定路線と同様の手続を経てこれを行なうことといたしまして、さらに、この基本計画立案等のための基礎調査についても、所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車国道法の一部改正を行ないまして、同法に準拠する本自動車道の整備計画を作成する等所要の規定を設けることにいたしております。

す。別に反対する意思はございません。

ただ一点、私は政府当局に考え方をただしておきたいと思うのであります。簡潔に申し上げますと、御承知のとおり、道路整備の促進をはかることは、これは国の政治の大きな使命でありまして、そのために政府もいろいろと次の五カ年改定の計画等を、けさの朝日新聞で見ると発表されておるようでありますが、その中で、特にこの地域開発等と関連いたしまして、全国的に高速自動車道とか、あるいは縦貫自動車道の開発が、地元の非常に強い要望もありまして、この実施を促進するという傾向にあるのであります。が、地域的な問題としまして、たとえば九州、四国、中国あるいは東北、なおまた北海道、これらにも縦貫道路を早くつくれという強い要望があるわけでありまして。しかしながら、財源等の関係もありまして、それぞれの地域の開発道路については調査も進められておりますが、一体このような要請にこたえるために、来たるべき五カ年計画においてはどういう考え方を持って実施を促進するのか、この点については後日局長からも考えを聞きたいと思っておりますが、そういうときに、日本海と太平洋沿岸あるいは瀬戸内海等を結ぶ横断道路をつくらなければならぬというところは当然のことでありまして、けれども、いまここに縦貫自動車道法案というものを議員提案の形で立法を行なうわけでありまして、そうなりまして、また次から次に地域的な要望が出てくると私は思うのです。九州におきましては東北におきまして、そ

れぞれの地域にこういうような運動が次から次に起こってくると予想せざるを得ないのであります。そういう場合に、次から次にこういうような単独立法を行なうと、そうして政府当局にこういう道路を早くつくれ、こうなつた場合に、一体政府はこういうような要請にどうしてこたえていくのか。また、こういうような問題を将来の五カ年改定の中にどういふふうに移り込んでいくかと考えておられるのか。これはなかなかむずかしい問題と思ひますけれども、この一点だけ私は政府の考え方を——道路局長でもいいから、何かはかに言うことがあればつけ加えて、考え方をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○平井(学)政府委員 道路局として現在考えておりますことを御報告いたします。ましてお答えをしたいと思います。実は今回の縦貫自動車道建設法案について、私も政府関係者としていろいろ意見等を求められました。そこで私もどうもいたしましては、建設省におきましていろいろ事務的に検討いたしました結果がよきに考えておるというふうな意見を申し上げてまいっております。現在もさうに考えております。

まず第一に、御指摘のように次々と個別にこういう高速自動車道建設の特定路線を法律化されることは、それ自体としては国土開発上あるいは産業振興上非常に意義があることは疑いないのでございまして、すでに国土開発縦貫自動車道建設法があり、また別に東海道幹線自動車道法というふうな別個の意義を持つ法律もあるし、さらに、これらを包括する高速自動車

国道法というふうな三つの関係法律が、それぞれ別個の立場でつくられておるような現状でございまして、私どもの一応の考え方としては、来たる昭和三十一年度から新道路整備五カ年計画を立案作業をいたしておる立場から申しますと、かように各個に各々で御提案くださるよりは、できるならば従来のものも含めて総合的な青写真をお互いにつくって、これに基づいて一貫した長期計画のもとに仕事をやらしていただく方が合理的であるというふうな考え方をしております。

実は政府のほうでも、この高速自動車道法の第三条に、建設大臣が運輸大臣と協議して、全国的な意味での高速自動車道の計画を作成して縦貫道審議会にかけなければならぬことになつておりますけれども、残念ながら、いろいろの都合上、今日まで総合的な計画を建設、運輸両省といたしましてここに立案する段階に至っておりません。実は私も早くもこの高速自動車道法の精神にのっとりまして、今度の新五カ年計画の立案の際に、総合的な縦貫道といわず、これと密接不可分の関係にある高速自動車道を含む全体的な案を間に合わせるように現在作業をいたしておる途中でございます。

今回の縦貫自動車道建設法案につきましても、私もどうもいたしましては、事務当局の意見を、いま申しましたような線でそれと関係の方々には御報告ないし具申いたしてまいつたようなわけでございまして、今後におきましては、当然五カ年計画内においてこの縦貫自動車道及び縦貫自動車道といえない範囲内かもしれませんが、これと密接不可分の高速自動車道の路線を、建設

省全体の立場から青写真として描いて、これをどういふ順序で調査し、どういふ順序で着工を進めていくべきかという問題を、現在諸般の観点から鋭意検討をいたしておるような状況でございます。これらにつきましましては、まだ大臣にも具体的にこれこれというやうな材料を御報告する段階に至っておりません。さうな現状でありますことを御報告いたします。

○福永委員長 中島さん、質問ありませんか。

○中島(慶)委員 ありません。

○三宅議員 ちよつと私から……。採決をしるという非常に御親切な御発言もありまして感謝をいたします。実はことしの雪害を考えれば、交通の関係が途絶いたしましたれば、裏日本関係の開発というものはあり得ないのでございまして。私もどうも国土縦貫自動車道法案を率先して提唱いたしました際におきまして、日本のような細長い国において、裏日本、表日本を通する開発をやりまする根幹として縦貫自動車道というものがあつて、その上に要所要所に肋骨道路がしっかりとできることによつて、初めて産業の再配分も、文化の再配分も、人口の再配分もできるという観点に立ちまして、私もどうも早くひとつ一級国道でいい肋骨道路もあつたし、高速道路としての肋骨道路をつくらなければならぬ点もあると考えまして、これを庶幾しておつたわけでございまして。したがひまして、今度の法案につきましても、実は縦貫自動車道の肋骨道路として提案しようと考えたのでありますが、議員の中に、そうすると先ほど

二階堂委員から御質問がありましたように、方々から削り込みがくるから、むしろ独立立法のほうがよからうということで独立法に直した次第でございまして。私もどうも、国の資金の動員、資金量の限界等もございまして、資金量をふやさなければならぬことはもとよりであつて、その努力をしなければならぬ。同時に、その順位をどういふふうにするかということについては、これはやはり資金の重点的活用がございまして、その意味において審議会等にかけていただきまして、そしてアンバランスのないやうにやつていただきたいという心持ちでございまして。どうかひとつ、そういう意味で一そう御鞭撻をお願いしたいと提案者としていたしましてまことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

○福永委員長 他に質疑の通告がありませんので、これにて本案に対する質疑を終了することに御異議ありませんか。

○福永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○福永委員長 ○これより本案を討論に付するが順序であります。別に討論の通告もございせんので、これより直ちに採決いたします。

開議自動車道建設法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

(拍手)

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福永委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○福永委員長 次に、建築基準法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。兄玉末男君。

○兄玉委員 建築基準法というのは専門的な用語が多くて、その実態の把握というものはなかなか困難でありますけれども、若干の点につきまして御質問を申し上げたいと思存します。

今回の建築基準法の改正によりまして、現在までの制限されました建築物の高層化ということが当然問題になつてこようかと思存わけです。もちろんこの基準法改正の趣旨にはわれわれは賛成するものでございますが、この高層建築物ができる過程、並びにその後における問題点について御質問するわけでございまして、特に日本は地震の多い国である。このことは私は最も重視しなければいけない問題ではなからうかと考えるわけでござい

ます。そこで、まず第一点といたしましては、この建築基準法の改正に伴つて相当高層のビルディングが建つわけでございまして、いわゆる地震に對してしましてどういふ科学的な根拠

を持っておるか。わかりやすく申し上げますならば、高層建築ができた場合、特に地震の多い日本においては、今日の建築技術の高度の発達によつて、そういうことは心配要らないというところをおそらく反論されると思うのであります。この高層ビルディングの耐震性——地震に對してどの程度耐えるのか、この基本的な点について見解を承りたいと思存します。

○前田(光)政府委員 建築物はその構造上耐震性でなくてはならぬことは当然でございます。現行の建築基準法にも「地震その他の震動及び衝撃に對して安全な構造でなければならぬ。」という規定がありまして、これに基づきまして、各種の政令等によりまして構造に關する規定を置いております。今回もこの基準法の改正によりまして、高層建築ができます場合には、従来と異なつた構造に關する規制の規定を設けてまして、地震には心配ないようになしようと思存しておりますが、特にこの際われわれが研究いたしましたのは、最近非常に電子計算機等の計算によりまして構造に關する計算技術が進んでまいりまして、従来は容易に計算できなかった構造に關する計算も簡単にできるといふことが一つ。もう一つは材料に對する研究が相当できてきて、従来のように非常にかたい、強い構造体を使わないで、やわらかい、ねばりけのある構造体を使うことによつて、軽量で建築ができる。そういった

しまして、相当地震には耐えられます。このことは実は外国の例がございまして、御承知と思存しますが、メキシコ・シティーで先年起りました地震には、四十三層という高いビルがむしろ倒れた例がございまして、こういうことによりまして、相当技術が進んでまいりましたので、今回の改正によりまして、地震に對しましては十分心配ないといふことで法案の改正に臨んだわけでございまして。

○兄玉委員 私は、日本の場合には、多少よその国の場合とは形態が違ふと思存いたします。それで、現在まで、特に大正の大震災を契機として、耐震構造といふことについては相当研究は進められたと思存するのですが、今度のようによつて、建築基準法の全面的な改正によつて高層化といふことが考えられておると同時に、特に高層化すれば、鉄筋とコンクリートを使うといふことで相当重量がかかる。なおまた、地震の形態といふものは、縦揺れとか横揺れとか、いろいろ、専門的な用語が使われておりますが、少なくとも今日までの、この大正の大震災等に匹敵するやうな——震度六といふのですか、そういう強度があつた場合に、大體建築技術面において、その理論的な根拠といふものについては、相当確信を持ていかなければ、今日の基準法の改正まで踏み切ることができなかったと思存するわけなんです。そういう点については、どのような機関において、あるいはどのような研究なりまた実験がなされて

いるのか。もう一つは、私たちが常識論として考えることは、過去において——先ほど局長が申されましたが、アメリカからどこかで高い建物だけが残つた、こういう一つの経験に基づく表現であつて、実際にこういう耐震に對する科学的な実験なり、またそういうふうな理論的な根拠が、どういふふうな機関で今日まで進められてきて、そして今日のこの建築基準法改正といふところまで踏み切る動機になつたのか、特にこの点が重要なポイントであるかと存じますので、この二点について伺ひをします。

○前田(光)政府委員 御案内のとおり、わが国は地震国でございまして、耐震構造に關する學問及び實際におきましては、世界で最も先進国であるやうに私は承知しております。しかしながら、この建築基準法の改正につきましては、われわれも単に政府内部で検討するだけでは、ただいま申し上げましたやうな技術的な問題につきまして問題がございまして、建築學會——現在日本において最高の權威のある建築關係の學者及び關係者で組織されております學會に諮問いたしました結果、先ほど申し上げましたやうな、従来の鉄筋、セメント、コンクリートを中心とした剛構造にかえて、鉄骨でつ

くつた軽い建物にすることによつて十分であるといふ學會の御意見を十分拝聴いたしましたのでございまして、今後の運営につきまして、この法律が通過成立いたしました場合には、さらに所要の法改正につきまして、學會と協力のもとに、學會の御意見を聞きながら、最新の學問を利用いたしまして、絶対心配のないやうに、もちろん関東大震災程度の地震に耐えるよ

うな工法を入れるようにしたいと思存でございます。

○兄玉委員 そういう建築學會等の意見も十分お聞きしてやることは當然のことと思存するのですが、なお現実の問題として、やはり一たんこの法律が制定されますと、いま局長が考へておられるやうに、ほんとうに科学的な根拠に基づいた建設設計、こういう一つの運用上の面において相当厳しい規制を加えていかないと、ただ建物をつくりさえすればいいんだ、こういう一つの考へ方といふものがともすれば先行しやすい弊害を伴うのではなからうか、私はこういう危惧を持つわけであります。こういう点について、やはり建設大臣なり、または内閣の所管の中において、そういう一つのきちんとした過程におけるいゝゆる規制を加えるなり、そのやうな審査といふものですか、建物をつくる場合において、一つのチェックをする機関といふものを、この際設置する必要があるのじやなからうか。これは現行の建築基準法におけるこの機関だけでは不十分だと考へるわけですが、そういう構想についてはどのような見解をお持ちか伺ひたいと思存します。

○前田(光)政府委員 ごもつともな御質問でございますが、先ほど申しましたやうに、できる限り法律政令等の規制によつていたしますが、当分の間は、まだ十分経験がありません心配もございまして、特殊な構造を持ちます場合には、その建物について各地方の行政庁が許可をいたします場合には建設大臣に承認を求めるときは建設大臣が個々の建物につきまして承認

をする際には、学会あるいはその他経
験者の権威の御参集を願ひまして、各
方面から、根本的に検討していただき
まして、そうして心配ないというもの
を承認していく、こういう制度の運用
によりまして、一般的に法令になり、
あるいは技術が安全確実なものになる
までは、そういう処置によりまして、
心配のない建物ができますように配慮
いたしたいと考えております。

○見玉委員 いま地震に対応する対策
性ということを中心にして申し上げた
わけですが、次に、建物が完成される
ならば、建物自体ということももちろ
んでありますが、当然周囲には常に人
が存在するわけでありまして、安全
性ということについて局長としてはど
ういうふうな今後の監督上の指導をや
っていくとするのか。これは設計の
問題を伴ってくるわけですが、建物そ
れ自体ということと合わせて安全性と
いうことについてのお考えをひとつ承
りたいと思います。

○前田(光)政府委員 安全性とおし
やいますお話は、防火あるいは避難、
こういう点に対する配慮かと存じます
が、この点につきましても、現在の三
十一メートル以上の建物に関する防火
に関する規定につきましては今回新た
に政令で制限規定を設けることによ
りまして、その内容につきましても、
目下消防庁と十分打ち合わせをいたし
ております。この法律が施行されまし
た場合には、この点につきましても心
配のないように、あるいはエレベータ
ーの構造をどうするか、あるいは避難
階段をどうするか、その他防火上の施
設につきましても消防庁と打ち合わせ
をし、防火、避難上絶対に心配のない

ようにいたしたいと思ひまして、いま
検討している段階でございます。

○見玉委員 ただいまの御答弁では十
分納得できないわけでありまして、時
間の制限もございまして、重要な点
だけにしほつて御質問しますが、私が
安全性と申し上げたのは、そういう
いわゆる人畜に対するところの被害と
いうことと、設計そのものが、先ほど
も局長が申されましたが、高層化す
るに従つて、現在までのようないわゆる
鉄筋コンクリートという非常に重量の
かさむものだけではなく、専門的に見て
おそらく困難性が伴うのではないか。
一方、非常に地震の多い日本でありま
すから、こういうふうな鉄筋コンク
リート以外の重量の軽い建築材料等を
使った場合においては、亀裂なりある
いは窓がラス等がこわれる、こういう
いろいろの要素が安全性の中に含まれ
ていて私は思うのであります。もし
そういうふうな亀裂等が生じますと
ば、当然地震のあとにくるものは火事
であります。これは大震災の例が示し
ておるわけでございますけれども、こ
ういうような一つの安全性を保持する
ための設計上の専門的な点について
も、私たちのいままで聞き及んだこと
では、十分なる研究と結論が出され
ておらない。まだ今後に残された非常
に大きな問題だとして、相当有名な学
者の方々も指摘をいたしておるよう
でございますので、これらの点について
は、やはり実施にあつて十分な配慮
と指導を要望したいと思つておりま
す。

次に、問題となりますのは、先ほど
少し答弁がありました、特にこれか
らこういう高層建築が建てられるとこ

ろは、やはりどうしても大都市周辺、
大都市中心になつてくると思つので
す。特に東京都等は、地盤の問題で、
地質学者等の本を読んでもみしても、
相当問題の多いところだと聞いており
ます。ニューヨーク等の場合は、相当
頑強な地盤があるために、でかい高い
建物ができると言うことを聞いており
ます。特に東京都の場合においては、
この地盤の問題とあがつてくるのが、
この研究課題としてあがつてくるのじ
やなからうかと私は思うのですが、や
り当面東京なり、大阪なり、こうい
うところが中心となると思ふのですが、
この辺についての検討というものは、
どの程度まで進んでおるのかお伺い
したいと思います。

○前田(光)政府委員 お話のとおりわ
が国の大都市、特に東京、大阪は地盤
が軟弱でございまして、建築をする場
合に相当問題がございまして、しかしな
がら、非常にその研究が進んでおりま
して、たとえば東京の地盤につきまし
ては、ほとんど詳細な図面ができてお
りますので、その地盤の軟弱、あるい
は硬軟の状況に應じまして建築物を建
てるように現在もやっております。こ
の高層建築をつくりまして、勢い地下
の建築物も分量が多くなつてきます
が、現在東京では東京驛層という層が
表面から地下十メートルない二十メ
ートル程度のところにございまして、
そこで基礎を安定せしめれば安全
であるという研究ができておりますの
で、その程度まで基礎を固めてつくり
ますと心配ない、こういうことから、
東京、大阪におきましても高層建築は
十分できるという、理論的経験的な結
果によりまして建築物ができていくだ

ろ、こういうふうに考えておりま
す。

○見玉委員 それでは改正の中の内容
についてあと四点左右お伺いしたいと
存じます。なお、消防庁関係について
は来られてから御質問をしたいと存じ
ますが、まず第一点は、今回特定街区
という表現が容積地区というふうな表
現がわつたと思うのですが、この容
積地区というのは、いわゆる都市計画
法に基づいてこの地域が指定されるこ
とになつていくものでございまして、御
承知のように、都市計画法は大正八年
に制定されたものであつて、もちろ
ん、その間若干の修正等はなされてお
りますけれども、当時における都市
計画の実態というものと、今日におけ
る都市計画の実態というものは、相当
変革を来たしていると思つておられ
ております。特に高層建築物等を建
て、いわゆる容積地区の指定について
は、この都市計画法に相応する、いわ
ゆる土地の合理的な効率的な使用を行
なうということになつていくわけであ
りますけれども、現行の都市計画法
で、このような建築基準法の改正に伴
う容積地区の指定ということがはたし
て合理的にできるかどうかということが
について、かなり私は疑問を持つわけ
であります。やはり都市計画法そのも
のを建築基準法の改正と並行的に考
えていかなければ、実情にそぐわない面
が出てくるのではなからうか、こうい
う懸念を持つものでございまして、こ
の都市計画法と建築基準法に示されて
いる容積地区の指定の関連について局
長の見解を承りたいと存じます。

○前田(光)政府委員 容積地区は都市
計画の一つといたしまして、現在都市

内の建築物の規制に對しまして、ある
いはその用途を規制する用途地域、住
居地域、工業地域、あるいは防火地域
とか、こういうふうな都市の建物を規
制いたしまして、健全な市街地をつ
くための制度の一つとしてこの容積
地区を設けましたので、これはやはり
本質的には都市計画として規制してい
くのが適當である、こういうことに
よつて、都市計画法の手続きにより
まして容積地区を決定したのであり
ます。

一方、都市計画法は、御存じのと
りかなり古い法律でございまして、現
在もそれで動いておられます。しかし、
やはり先生御指摘のように、最近の実
情に沿うように改正する点も多ござ
いますので、目下都市局におきまし
て、できる限り近い機会に改正をすべ
く準備を進めておりますので、その際
には新しく都市計画法と一体となり
まして、建築基準法の運用もその線に
従つて運用すべきものと存じており
ます。

○見玉委員 やはり容積地区の指定に
関連してございまして、今回のこ
の基準法の改正で高層化されること
によつて、やはり昼間の人口が過度に集
中する可能性というものが十分に考
えられるわけではございまして、現在で
すらこの東京都においてはいろいろな問
題点があるわけではございまして、特
にこの容積地区の指定については、た
とえば地下鉄の問題とか、都市公園だ
とか、緑地帯の設置だとか、そういう一
つの総合的な関連ということを中心
に考へていかなければ、さらにこうい
う大都市における過度の人口集中とい
うことからたまたま交通難あるいは衛生

対策、環境対策、多くの問題がさらにより一そう困難な状況を招来するのじやなからうかというのを私は考えるわけでございしますが、この容積地区の指定にあつて、局長としてはどういふような考え方をもちか、お伺いしたいと思います。

○前田(光)政府委員 容積地区は、その一定の都市の地区の中においてどの程度の建築物があるのが最も適当であるかというこの観点から考えられた制度でございまして一面、高さの制限の撤廃されますことによつて、高い建築物はできますけれども、その反面、その地域内に居住する、あるいは執務する人口の数は、やはり一定の都市の理想のもとに制限をされるというのが容積地区でございまして、でございしますから、どの都市のどの地区をどの程度にするかということにつきましては、いま御指摘のように、あるいは交通施設、あるいは必要な風致、緑地、駐車場あるいは下水道、上水道、こういうものを総合的に勘案いたしまして、最も快適な、健康で文化的な都市生活ができるような都市を想定いたしながら地区を指定していく、こういう考えでございしますので、東京あるいは大阪につきましては、別途都市計画で考えておりますところのその都市の将来の持つべき方、どの程度の人口をそこに集めるか、どの程度の都市施設を整備されたいかというバランスを考えながら指定していくべきだと考えております。

○見玉委員 次に、やはり構造上の安全性の問題でありけれども、大阪なり新潟等においても発生しております地盤沈下との関係でございしますが、

特に高層化によつて地下水のくみ上げ等による地盤沈下ということとはきわめて重大な問題だと考えるわけであります。そういう点から考えますならば、この地下水等のくみ上げについては強力な規制をしていかなければ取り返しのつかない重大な問題が発生する可能性があると考えるわけでございします。が、こういう地盤沈下もたらず構造上の安全を維持するための規制ということをどういふふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○前田(光)政府委員 東京、大阪等では地盤が沈下いたしました建築物の低下が出ておりますが、地下水のくみ上げを規制いたしますと相当な効果がございまして、昨年の地下水のくみ上げの規制に関する法律、それに先年の工業用水法によりまして、地下水のくみ上げを、一定の分量とくみ上げるべき場所を制限いたしますと非常に著しい効果があるもので、東京につきましても、実は七月一日から新たに工業用水のくみ上げの規制の区域を拡大し、同時に、ビル建築につきましても、地下水のくみ上げを禁止することにいたしましたので、この措置によりまして、地下水の地盤の沈下を相当食い止めることができると思いますが、同時に、地盤にかたくつくりましますことによつて、こういう高層建築物につきましては、一般的な地下水の地盤の沈下には影響を受けたいような構造にするように指導いたしております。

○見玉委員 この地下水のくみ上げ規制の問題も、私が聞いておるところによりまして、そういう禁止事項があるにかかわらず、それが実行されておらないというようなこともたまに聞か

わけてございしますが、現在そういうふうな規制区域において全然違反行為あるいはそういうふうな監督上の行政指導上のそれに従つておらない、こういう事例はないのかどうか、この点についてひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

○前田(光)政府委員 ただいまの規制につきまして、既存の地下水くみ上げ施設につきましては、一年及び二年の猶予期間がございましたので、あるいは猶予期間内のものかもしれませんが、嚴重に取り締まることもし、同時に、そういう必配のないように、東京なり大阪のほうに連絡いたしまして、効果のあるように指導いたしたいと思ひます。

○見玉委員 これも私は専門的にはよくわからないのでありますが、超短波マイクローウェーブ中継ですね。マイクローウェーブは電波が曲がらないでまっすぐいくものであります。こういうふうなマイクローウェーブがこれから相当発達してくると思うのですが、建物の高層化による障害というものが相当発生することが予想されるわけでございします。このような点に対する対策というものがどういふふうに考慮されておるか、お伺いしたいと思います。

○前田(光)政府委員 現在都市のマイクローウェーブの発信個所が相当ありまして、これらが各地に向けて発信しております。これがその前面に建築物がでますと障害を受けることがございしますが、この法律がでますと、この法律の規定によつた高さに応じたようなマイクローウェーブの発信のアンテナを高くするとか、あるいはそういう措置によりまして障害を除去したいと思つ

ております。また、場合によつては、建築物を建てる建て方等につきましても、事前に連絡いたしまして、できる限り障害を受けないように指導いたしますが、さらに郵政省におきましては、このマイクローウェーブの発信施設なり受信施設の設置に関連いたしまして、この建築基準法の改正に関連いたしまして、この法律改正を準備いたしておりますので、運用につきましては心配がないようにいたしたいと思ひます。

○見玉委員 消防庁の方が来たらあと一点だけお伺いしますが、その他の点で消防施設ということがきわめて重要なウェイトを占めてくると思うのですが、高層化に伴うところの——現在までは建築物の最高制限の三十一メートルというのを基準にして消防施設が全部できていたわけでありますが、これの高層化によつて私は消防施設については大改革が必要であらう、こういうふうな考えをわけでございします。このような消防施設に対する考え方というものは、局長としてはどういふような消防庁との連絡をとっておるか、一応建設省側の見解をまず承りたいと存じます。

○前田(光)政府委員 御心配のとおりでございします。われわれも、全面的に三十一メートル以上の建築物に対して相応するよう、必要かつ十分な消防施設あるいは避難、防火上の措置をとっていただくように、消防庁と十分連絡して、目下その点にうきましても検討いたしておるわけであります。

○見玉委員 それから、私たちがいままでいろいろと専門家の人の意見を聞いたのですが、建物の容積率というものが、その建物が面する道路との関係に

おいて容積がかわつてくる。専門的な用語で、私もよく表現ができないのでありますが、このことはやはり今度の建築基準法の改正によつて道路計画というものが早急に確立しないと、この容積率というものが非常な変動をもたらすのではなからうかと考えるわけであります。特に道路計画という面について、道路計画が先行し、これが決定をしなければ、このいわゆる高層建築物をつくることはできないのではなからうかと、私はこういうふうに考えるわけでございしますが、道路計画とこの高層建築の容積率の関係について御説明願いたいと思ひます。

○前田(光)政府委員 お話のように道路、特に都市の街路が整備されておられませんと、建築物をつくりまします場合に十分な建築ができかねる場合がございします。幹線街路及び細街路等につきましては、至急整備する必要があります。この点につきましては、東京あるいは大阪等の公共団体に對し、早急に街路網の整備をするようにお願い申し上げております。なお、現在道路になつていない場合におきましても、都市計画として決定をして道路につくまします、それに面して建築物をつくらせるように、建築に障害が起らないようにしていきたいと考えております。

○見玉委員 大臣に一言だけお伺いします。今度の建築基準法の改正ということは、私も社会党としても、この趣旨に賛成するものでありますけれども、いま局長に若干の問題点について御質問申し上げたわけであります。特に基本的な問題としての地震に対する耐震性、それから高層化に伴う安全

において容積がかわつてくる。専門的な用語で、私もよく表現ができないのでありますが、このことはやはり今度の建築基準法の改正によつて道路計画というものが早急に確立しないと、この容積率というものが非常な変動をもたらすのではなからうかと考えるわけであります。特に道路計画という面について、道路計画が先行し、これが決定をしなければ、このいわゆる高層建築物をつくることはできないのではなからうかと、私はこういうふうに考えるわけでございしますが、道路計画とこの高層建築の容積率の関係について御説明願いたいと思ひます。

○前田(光)政府委員 お話のように道路、特に都市の街路が整備されておられませんと、建築物をつくりまします場合に十分な建築ができかねる場合がございします。幹線街路及び細街路等につきましては、至急整備する必要があります。この点につきましては、東京あるいは大阪等の公共団体に對し、早急に街路網の整備をするようにお願い申し上げております。なお、現在道路になつていない場合におきましても、都市計画として決定をして道路につくまします、それに面して建築物をつくらせるように、建築に障害が起らないようにしていきたいと考えております。

○見玉委員 大臣に一言だけお伺いします。今度の建築基準法の改正ということは、私も社会党としても、この趣旨に賛成するものでありますけれども、いま局長に若干の問題点について御質問申し上げたわけであります。特に基本的な問題としての地震に対する耐震性、それから高層化に伴う安全

において容積がかわつてくる。専門的な用語で、私もよく表現ができないのでありますが、このことはやはり今度の建築基準法の改正によつて道路計画というものが早急に確立しないと、この容積率というものが非常な変動をもたらすのではなからうかと考えるわけであります。特に道路計画という面について、道路計画が先行し、これが決定をしなければ、このいわゆる高層建築物をつくることはできないのではなからうかと、私はこういうふうに考えるわけでございしますが、道路計画とこの高層建築の容積率の関係について御説明願いたいと思ひます。

○前田(光)政府委員 お話のように道路、特に都市の街路が整備されておられませんと、建築物をつくりまします場合に十分な建築ができかねる場合がございします。幹線街路及び細街路等につきましては、至急整備する必要があります。この点につきましては、東京あるいは大阪等の公共団体に對し、早急に街路網の整備をするようにお願い申し上げております。なお、現在道路になつていない場合におきましても、都市計画として決定をして道路につくまします、それに面して建築物をつくらせるように、建築に障害が起らないようにしていきたいと考えております。

性、並びに現在大都市において地盤が非常に弱体のために生ずるいわゆる地盤沈下なり、地下水の無制限なくみ上げ、こういう建築基準法の改正に伴う高層化に対して多くの問題点が残されておるわけであります。建築学会等においても、あらゆる角度から専門的な研究が進められておる模様でございますけれども、いままでも参議院における参考人等の学者的見解においても、いま申し上げましたような基本的な点について、まだ完成の域まで達しないところの、多くの検討を加えなければいけない問題点があるという指摘を率直にしておるわけであります。特にこれからの問題と、そういうふうな基本的な問題の解明並びに地下水のくみ上げだとか、あるいはこういうふうな建物をつくることはけつこうでございますけれども、安全性というもののについてはどの程度の配慮をするか。また、まだ消防庁が見えておりませんけれども、消防庁等のいわゆる耐火性と避難対策、こういうふうな規制を加える面については、相当行政指導上の方面においても強力な機関をつくっていかねば、この基準法の精神がほんとうに生かされる結果にならないというところをわれわれは憂慮するわけでございます。でありますので、このような基本的な問題の解明ということ、安全性を確保する、こういう立場から私は何らかの機関を設ける必要があるのではなからうかということも局長にも申し上げたわけでございますが、大臣の立場からひとつ責任ある御答弁を求めたいと思つてあります。

○河野国務大臣 この問題は、御承知のとおり非常に長期にわたつて学会で

も検討された問題でございます。いろいろ甲論乙駁あると思いますが、一般の定則として、もう少し高いものを許してもよろしいのではなからうかというところは最近の定則と私は考えます。ただし限度があります。御承知のように地盤の関係もございましょうし、その他地震の関係もございましょう。したがって、限度はある。これらについては、慎重な考慮を払う必要があると思ひます。したがって、今回の改正案におきましても、敷地と見合せて建坪率等についても十分考慮してこれを認可することにしておるわけであります。したがって、ニューヨークその他に見られるような、いたずらに高層建築が許可されるような基準になつていない、また、していないと私は思つておるわけでございます。しかし、御指摘のような点につきましては、十分検討いたしまして、そういう災害を未然に防ぐように考慮いたしたい、こう考えます。

○見玉委員 消防庁のほうから見えないので、本会議の関係もございまして、本会議に強く大臣に要望申し上げたいことは、建設省側の考へておること、それから先ほど私が申し上げましたいわけの人口の過度の集中という立場から、安全性の面においての特に対火構造、それから災害の場合における避難設備、こういうような面、さらに消防関係の施設というものが、この基準法の改正によつて最高制限三十一メートルが大きく緩和される結果になりますから、特に消防関係においては重要な問題があるわけであります。でございまして、消防庁関係の機能というものを、これの実施にあつて政

令その他によつて明確な取りきめをしていただきたい。このことを私は特に大臣に要望申し上げます。

やうと総務課長が来られましたので、二点だけ御質問いたします。

特に、今回の建築基準法の改正によつて、現行の消防法等によつて規定されておる消防施設が大幅な改革をしなければいけない結果にならうと思つておる。同時にまた、特に地震の多い国でございまして、地震などにつきまとう火災に対しての耐火性あるいは避難受け持つ分野が相当高度な技術を必要として、このようにかと思ひますので、この基準法の改正にあつて、消防庁としてはどういふふうなことを特に建設省側に要望してきたのか。さらにこの基準法の改正に伴つて生ずるところの消防庁に關連する問題についてどういふふうな考え方を持っておるか。この二点について御答弁をお願いしたいと思います。

○山本説明員 御答弁申し上げます。基準撤廃後におきます高層建築物の消防の問題でございますが、現在わが国にありまます消防車は大体百尺、三十メートル余りのはしご自動車が高高度でございます。したがって、非常に高い建物になつてまいりますと、はしご自動車による注水も不可能になつてまいります。外からの注水ということとはちよつと考えられませんか。したがって、そういう高層建築物の火災その他の場合における消防活動でございしますが、これは当初から消防用設備を建築の際において考慮していかねばならない、かように存じておるのでございまして、それがございまして、そういう高層建築物の消火用設備を中心とする消防設備につきましては、消防法施行令という消防法の政令がございまして、それに防火対象物に備えつけらるべき消防用設備の基準を示しておりますが、この検討を建設省とよく協議いたしまして政令を改正していきたい、かように存じております。また、建設省の分野で避難の階段その他の設備を基準法に基づく政令において設けられると思ひますが、その場合におきましても、消火的見地からの消防庁の意見を十分尊重していただくように、この基準法の改正の場合に話し合つております。したがって、その政令段階におきましては、双方におきまして十分に協議をいたしまして、遺憾なきやうに政令において基準を盛り込んでいきたい、かように存じておる次第でございます。

○見玉委員 最後は要望を申し上げておきますが、消防庁の総務課長のいまの答弁はきわめて抽象的でありまして、特に具体的にどういふことを建設省に建議しておるか、それらについての問題となる点を資料として提出を私は要望しまして私の質問を終わります。

○福永委員長 他に質疑の通告がありませんので、これにて本案に対する質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○福永委員長 これより本案を討論に付するが順序であります、特に討論の通告もございませんので、直ちに採決を行ないます。

建築基準法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 走立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

次会は朝七日五日金曜日、午前十時より理事会、同十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

〔参照〕

閣議自動車道建設法案（堀内一雄君外十四名提出、衆法第五一号）に関する報告書

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三九号）に関する報告書

建設委員会議録第二十号中正誤

建設委員会議録第二十八号中正誤

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

建設委員会議録第二十九号 昭和三十八年七月四日

昭和三十八年七月十日印刷

昭和三十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局